

佐世保市吉井構造改善センター新旧対照表

改正前			改正後														
<table border="1"> <tr> <td>区分 \ 使用者</td> <td>市民（営利目的以外で使用する者に限る。）</td> <td>市民以外の者及び営利目的で使用する市民</td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td>1時間までごとに360円</td> <td>1時間までごとに490円</td> </tr> </table>	区分 \ 使用者	市民（営利目的以外で使用する者に限る。）	市民以外の者及び営利目的で使用する市民	体育室	1時間までごとに360円	1時間までごとに490円			<table border="1"> <tr> <td>区分 \ 使用者</td> <td>市民（営利目的以外で使用する者に限る。）</td> <td>市民以外の者及び営利目的で使用する市民</td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td>1時間までごとに410円</td> <td>1時間までごとに550円</td> </tr> </table>	区分 \ 使用者	市民（営利目的以外で使用する者に限る。）	市民以外の者及び営利目的で使用する市民	体育室	1時間までごとに410円	1時間までごとに550円		
区分 \ 使用者	市民（営利目的以外で使用する者に限る。）	市民以外の者及び営利目的で使用する市民															
体育室	1時間までごとに360円	1時間までごとに490円															
区分 \ 使用者	市民（営利目的以外で使用する者に限る。）	市民以外の者及び営利目的で使用する市民															
体育室	1時間までごとに410円	1時間までごとに550円															
備考 設備の使用料は、市長が別に定める。			備考 設備の使用料は、市長が別に定める。														